

消食表第 344 号
令和 5 年 6 月 29 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）における「（加工食品） 1 義務表示事項 （12）乳児用規格適用である旨」については、表示方法等に関して、所要の改正を行いました。

つきましては、上記に係る事項等について、「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）においても、「（乳児用規格適用食品である旨関係）」に関して、別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。